

Z 55 B

財務諸表論 試験問題

〔第一問〕 25点 -

次の文章は、退職給付に係る会計基準（同基準の設定に関する意見書を含め、以下「基準」という。）において示された基本的考え方を要約したものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいい、及び等がその典型である。退職給付は基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと捉えられる。(ア)このような捉え方に立てば、退職給付は、その発生がに起因する将来の特定のとみなすことができ、(イ)企業会計における従来の考え方が、企業年金制度による退職給付についても同じく当てはまると考えられる。したがって、退職給付はその発生した期間に費用として認識することが必要である。

- 1 説明文の空欄（から）に適切な用語を記入しなさい。
- 2 退職給付の性格に関しては、いくつかの考え方（説）がある。それらのうち、下線部（ア）の「このような捉え方」に依拠した説をなんとというか、「基準」で使用されている用語で答えなさい。
- 3 下線部（イ）に関連して、次の問に答えなさい。
 - （1）「企業会計における従来の考え方」とはどのような考え方をいうか、「基準」に即して具体的に説明しなさい。
 - （2）発生主義の原則にいう「発生」の解釈には、狭義説と広義説の2説がある。これら2説の相違を明らかにした上で、各説と、「基準」で示された退職給付費用認識の関係について説明しなさい。なお、解答においては、強調したい用語（3つ以内）に下線を引くこと。
 - （3）「基準」で定められた全体的な会計処理について、費用認識の側面と、負債の認識・測定の側面とを対比しながら、説明しなさい。なお、解答においては、強調したい部分（4箇所以内）に下線を引くこと。

〔第二問〕 25点

次の金融商品に係る会計基準（以下「基準」という。）に関する問1及び問2について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 次の文章は、「基準」における貸倒懸念債権の会計処理に関するものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

債権の元本の回収及び利息の受取りに係る [] を合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり (a) [] で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を [] とする。

- 1 説明文の空欄（ [] から [] ）に適切な用語を記入しなさい。
- 2 「基準」では、この方法（方法A）とは別にもう1つの方法（方法B）が規定されている。それらは一般にどのように呼ばれているかその名称を示し、両者の会計計算の枠組みに関する相違点を簡潔に説明しなさい。なお、解答においては、強調したい用語に下線（2箇所）を引くこと。

問2 次の文章は、「基準」における満期保有目的債券の会計処理に関するものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

満期保有目的の債券は、 [] をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、(イ)取得価額と債券金額との差額の性格が [] と認められるときは、(b) 償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

- 1 説明文の空欄（ [] から [] ）に適切な用語を記入しなさい。
- 2 下線部（ b ）に関して、次の問に答えなさい。
 - (1) 償却原価法には2つの方法がある。その2つの方法に名称を示し、それぞれの方法を簡潔に説明しなさい。ただし、原則法といわれる方法を先（イ）に示しなさい。
 - (2) 上記の原則法と、問1の下線部（ a ）方法（方法A）とによる簿価の算定方法及びその前提には共通点がある。その共通点を解答欄に示す2つの点で述べなさい。
 - (3) 売買目的有価証券の場合は、上記（2）の2つの方法とどのように相違するか、解答欄に示す2つの点で述べなさい。

- 3 債券(社債)の発行側では、下線部(イ)の差額(割引額)の理論的性格に関して2つの考え方がある。これに関して、次の問に答えなさい。
- (1) 現行制度の考え方(甲説)と、それとは異なる考え方(乙説)を××説という形で示しなさい。
 - (2) 甲説に関して、その差額の勘定科目名を示し、その差額が一般に2の償却原価法に対応する方法で会計処理(期間配分)されない理由を簡潔に述べなさい。

〔第三問〕 50点

【資料1】【資料2】及び【資料3】に基づき、次の(1)から(5)について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

(1) ワイオー精密株式会社の第15期(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を商法及び商法施行規則に準拠して作成しなさい。

(2) 答案用紙の「販売費及び一般管理費の明細」を完成させなさい。

(3) 商法施行規則に基づき、ワイオー精密株式会社の貸借対照表及び損益計算書に注記すべき「子会社に関する注記事項」を、その金額も含め具体的に4つ記載しなさい(利息に関する注記を除く)。

(4) ワイオー精密株式会社のキャッシュ・フロー計算書(個別ベース)を連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準に基づき作成した場合の「現金及び現金同等物期末残高の金額」を求めなさい。また、次の空欄に適切な語句を記入しなさい。

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準によれば、キャッシュ・フロー計算書には、活動によるキャッシュ・フロー、活動によるキャッシュ・フロー及び活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。具体的内容としては、(ア)の区分には貸付金の回収による収入等、(イ)の区分には配当金の支払等、(ウ)の区分には従業員及び役員に対する報酬の支出等が記載される。」

(5) 固定資産の減損に係る会計基準に基づき、ワイオー精密株式会社の固定資産の減損の要否を検討する場合、次の4つの固定資産について減損会計基準の対象資産となるものには、対象資産とならないものには×を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

「建物仮勘定」、「営業権」、「長期繰延税金資産」、「敷金」

また、次の空欄に適切な語句を記入しなさい。

「固定資産の減損に係る会計基準によれば、減損損失を認識すべきであると判定された資産又はについては、帳簿価額をまで減額し、当該減少額を減損損失としてとする」

解答上の留意事項

イ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は税抜方式で処理されているものとし、特に指示のない限り消費税等について考慮する必要はないものとする。

ロ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によるものとし、金額の重要性は考慮しないものとする。

ハ 計算の過程で生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。

【資料1】 平成17年3月31日現在のワイオー精密株式会社の決算整理前残高試算表

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金預金	374,080	支払手形	268,500
受取手形	354,220	買掛金	316,840
売掛金	585,230	短期借入金	131,500
有価証券	183,000	未払金	65,300
製品	352,100	未払費用	13,800
仕掛品	81,000	未払法人税等	44,000
原材料	52,870	預り金	5,200
貯蔵品	7,050	賞与引当金	70,000
前払費用	26,120	仮受金	52,800
繰延税金資産	137,244	仮受消費税	194,300
貸付金	36,000	退職給付引当金	201,200
仮払金	43,680	役員退職慰労金引当金	80,000
仮払消費税	164,200	長期借入金	240,000
建物	658,175	預り保証金	20,000
機械装置	270,748	貸倒引当金	16,920
車両運搬具	44,720	建物減価償却累計額	278,892
工具器具備品	76,195	機械装置減価償却累計額	193,673
土地	176,800	車両運搬具減価償却累計額	33,540
建物仮勘定	126,000	工具器具備品減価償却累計額	45,717
営業権	16,200	資本金	100,000
敷金	28,000	資本準備金	50,000
売上割戻	7,760	利益準備金	25,000
売上割引	3,880	別途積立金	1,000,000
売上値引	27,170	前期繰越利益	156,775
製造原価	2,704,100	評価差額金	10,200
販売費及び一般管理費	823,075	売上高	3,917,430
研究開発費	79,410	受取利息及び配当金	4,791
支払利息	8,552	雑収入	9,190
雑損失	14,089		
法人税及び住民税	83,900		
合計	7,545,568	合計	7,545,568

【資料2】 販売費及び一般管理費の主な内訳

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
貸倒引当金繰入額	0	法定福利費	20,300
その他販売費	227,800	租税公課	16,230
役員報酬	84,000	減価償却費	14,426
給与及び賞与	184,800	その他	269,469
退職給付費用	6,050	合計	823,075

【資料3】 決算整理の未済事項及び参考事項

1 現金預金に関する事項

残高試算表の現金預金の内訳は次のとおりである。 (単位：千円)

種類	帳簿残高	摘要
現金	3,875	下記(1)参照。
当座預金	70,624	下記(2)参照。
普通預金	149,581	外貨預金 10,500 千円(100 千米ドル)を含んでいる。
定期預金	150,000	下記(4)参照。

(1) 残高試算表の仮払金には、営業所の期末手元現金残高が 380 千円含まれている。

(2) 銀行の当座勘定照合表の期末残高は 72,124 千円であった。帳簿残高との差額の原因は、事務用品の購入先 A 社に渡した小切手が未取付けのままになっていたことによるもの 800 千円、固定資産代金の支払先である B 社あての小切手が未渡しのまま会社金庫に残っていたことによるもの 700 千円である。

(3) 当期末日における為替相場は 1 米ドル当たり 100 円である。

(4) 定期預金の内訳は次のとおりである。 (単位：千円)

金額	預入日	満期日	金額	預入日	満期日
60,000	平成 16 年 10 月末	平成 17 年 4 月末	30,000	平成 17 年 3 月末	平成 17 年 6 月末
40,000	平成 16 年 1 月末	平成 18 年 1 月末	20,000	平成 16 年 6 月末	平成 18 年 6 月末

上記定期預金は、満期後もそれぞれ同じ預入期間で継続する予定である。

2 受取手形及び売掛金に関する事項

(1) 売掛金には、当期から得意先 C 社に出向している当社従業員の給与についての C 社負担額の未収分 450 千円が含まれている。なお、未収計上時は給与の戻入処理をしている。

(2) 得意先 D 社は、当期において 2 回目の手形不渡りを起こし銀行取引停止処分となった。期末現在の同社に対する受取手形残高は 8,500 千円、売掛金残高は 16,800 千円である。なお、取引開始時に、D 社社長個人所有の不動産に担保を設定している(担保設定時の時価 17,500 千円、期末現在の時価 13,500 千円)。

(3) 当期に入ってから、得意先 E 社に対する売掛金の回収が滞り始めたため、取引を停止するとともに売掛金代金の全額を手形回収したが、支払期日が再三延期されており回収について重大な問題が生じる可能性が高い。E 社に対する受取手形の期末残高は 6,200 千円(平成 17 年 9 月 30 日)である。

なお、同社から預り保証金 1,000 千円を受け入れている。

3 貸倒引当金に関する会計方針

受取手形、売掛金及び貸付金の期末残高に対して貸倒引当金を設定するが、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分して算定する。一般債権に対しては、過去の貸倒れ実績率に基づき受取手形、売掛金及び貸付金の期末残高の 2%を引当計上する。貸倒懸念債権に対しては、債権総額から担保等処分見込額を控除した残額の 50%を引当計上する。また、破産更生債権等に対しては、債権総額から担保等処分見込額を控除した残額を引当計上する。

貸倒引当金の貸借対照表の表示は、流動資産の部及び固定資産の部の末尾にそれぞれ一括して控除科目とする。損益計算書においては、繰入額と戻入額とを相殺した差額で表示するが、破産更生債権等に係るものについては、特別損益の部に計上する。

残高試算表の貸倒引当金残高は前期末残高であり、すべて一般債権に係るものである。

4 有価証券に関する事項

残高試算表の有価証券の内訳は次のとおりである。 (単位：千円)

銘柄	前期末残高		当期末残高		摘要
	取得原価	時価	取得原価	時価	
F社株式	40,000	36,000	40,000	18,000	上場株式
G社株式	20,000	41,000	各自推定	54,000	上場株式
公社債投資信託			15,000		中期国債ファンド
甲社株式	50,000		50,000		非上場株式、仕入先
乙社株式	25,000		25,000		非上場株式、仕入先
丙社株式	10,000		10,000		非上場株式、仕入先
自社株式	6,000		6,000		退職従業員からの買取り

- (1) 売買目的の有価証券は所有していない。
- (2) その他有価証券の評価は、市場価格のあるものは決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は期別総平均法により算定する)、市場価格のないものは期別総平均法による原価法によっている。なお、時価が取得原価の50%以上下落した場合には減損処理することとしている。
- (3) 残高試算表の評価差額は、その他有価証券の前期末残高に係るものである。
- (4) 中期国債ファンドは、「元本毀損の恐れがなく容易に換金可能な預金と同様の性格を有する短期投資」として当期末に取得し所有している。
- (5) 上記の株式にはすべて議決権がある。当社の甲社、乙社及び丙社に対する直接出資割合はそれぞれ70%、50%及び20%であり、甲社は丙社の議決権株式を40%直接保有している。
- (6) G社株式は、当上半期中に資金繰りの都合から半数を売却したが、資金的余裕ができたため当下半期中に売却数と同数を購入した。売却及び購入に係る会計処理が未済であり、売却手取金25,800千円は仮受金に、購入に伴う支払額26,500千円は仮払金に計上している。

5 棚卸資産、製造原価及び買掛金に関する事項

- (1) 残高試算表の製造原価には、原材料仕入高、労務費及び製造経費を計上しており、このうち、甲社、乙社及び丙社からの原材料仕入高は、それぞれ516,410千円、241,200千円、及び86,040千円である。
- (2) 残高試算表の買掛金には、甲社、乙社及び丙社に対する残高がそれぞれ43,300千円、30,100千円及び7,150千円含まれている。

- (3) 材料の輸入に係る買掛金残高が 8,240 千円(80 千米ドル)あり検収時の為替レートで換算し計上している。
- (4) 棚卸資産の期末残高の内訳は次のとおりである。

摘要	実地棚卸高	帳簿棚卸高	差 額	差額の内訳等
製 品	371,800 千円	376,860 千円	5,060 千円	差額は破損品としてスクラップ処理した製品の会計処理が未済であったことによるものである。下記参照。
仕掛品	製品 150 個分			下記 参照。
原材料	各自推定千円	53,330 千円	各自推定千円	差額のうち 280 千円は原価性のある棚卸減耗損のため製造原価に計上する。2,050 千円は丙社からの仕入を重複計上したことによるものであり、当該仕入れに係る買掛金も計上されたままである。

製品のスクラップ処理に伴うスクラップ評価額は 50 千円であり、貯蔵品勘定に含めて計上する。また、評価損は損益計算書の営業外費用に計上し区分掲記する。

仕掛品は期末実地棚卸により残高を確定しており、期末評価額は、材料費については製品原価の材料相当額の 100%、加工費については製品原価の加工費相当額の 60%とする。製品 1 個当たりの原価構成は、材料費 350 千円及び加工費 200 千円である。

残高試算表の製品、仕掛品及び原材料残高は、前期末残高である。

6 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産に関する減価償却費の計算は、期中取得の次に掲げる資産及び下記(2)に係る計算を除き終了している。取得に伴う支払額はすべて建設仮勘定に計上したままである。

区 分	取 得 価 額	償 却 率	償 却 方 法
営業所建物 (営業部門)	各自推定千円	0.034	定 額 法
輸入機械装置 (工場部門)	各自推定千円	0.206	定 率 法

残存価額は取得価額の 10%とする。

減価償却計算は使用した月数により行い、1 か月未満の端数は切り上げて 1 か月として行う。また、償却計算により生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。

有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

- (2) 老朽化した営業所建物を平成 16 年 5 月 10 日まで使用し、同月中に取り壊した。新築した上記(1)に建物を平成 16 年 11 月 20 日から使用開始した。なお、取り壊した建物の取得価額は 50,000 千円、期首の減価償却累計額は 23,500 千円であり、償却率及び償却方法は(1)の新築建物と同じであり、取壊しに係る会計処理も未済である。

(3) 上記(1)の輸入機械装置は、平成16年8月20日に、当該機械装置の輸入先から派遣された技術者による据付試運転が完了したため検収するとともに使用に供し、同日に残額の200千米ドルを支払った。

(4) 残高試算表の建物仮勘定の内訳は次のとおりである。

営業所建物新築に係る支払額	新建物本体工事	76,000千円
	旧建物の取壊費用	4,000千円
輸入機械装置に係る支払額	頭金	11,000千円(100千米ドル)
	残額の支払額	20,600千円(200千米ドル)
	据付試運転費用	2,900千円
研究開発部門の機械装置に係る支払額	研究開発部門全体で多目的に使用する予定であるが、当社の工場部門では使用できない。使用開始は平成17年6月以降の見込み。	6,500千円
改造中の機械装置に係る費用	改造に係る社内発生費用(資本的支出)で、平成17年4月完成予定。	5,000千円

(5) 平成17年3月末に、当社で所有している土地を甲社の駐車場用地として同社に売却したが、会計処理が未済である。売却した土地の帳簿価額は、12,000千円、売却価格は27,000千円であり、売却代金は仮受金に計上している。

7 退職給付引当金に関する事項

退職一時金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積もりを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)を採用している。

自己都合要支給額の増減は次のとおりである。(単位：千円)

区 分	前期末金額	増 加	減 少	当期末金額
本 社 及 び 営 業 部 門	68,590	9,450	5,600	72,440
工 場 部 門	116,600	25,760	12,300	130,060
研 究 開 発 部 門	16,010	2,190	600	17,600

(1) 自己都合要支給額の減少は、当期中に退職した従業員の前期末自己都合要支給額であり、実際支給額はそれぞれの部門の退職給付費用として会計処理している。

(2) 残高試算表の退職給付引当金残高は前期末残高である。

8 役員退職慰労金引当金に関する事項

当社は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%の引当金を計上している。当期中の引当金の増減は以下のとおりである。

(単位：千円)

前 期 末 残 高	増	加	減	少	当 期 末 残 高
80,000		6,000		12,000	74,000

- (1) 平成 16 年 6 月の定時株主総会で退任した取締役に対し、株主総会の決議に基づき 12,000 千円(前期末引当金残高と同額)の退職慰労金を支払い仮払金に計上している。なお、役員退職慰労金引当金及び退職慰労金に係る会計処理は、販売費及び一般管理費(その他)で行う。
- (2) 残高試算表の役員退職慰労金引当金残高は前期末残高である。

9 諸税金に関する事項

- (1) 当期の確定年税額(中間納付額及び源泉徴収税額控除前)は、法人税及び住民税 88,800 千円、事業税 17,800 千円及び消費税等 54,100 千円である。残高試算表において、法人税及び住民税の前期分の納付額 44,000 千円と中間納付額 39,900 千円が法人税及び住民税に、事業税の中間納付額 8,100 千円及び源泉徴収された所得税及び住民税利子割額 480 千円が販売費及び一般管理費(租税公課)に、消費税等の中間納付額 24,000 千円が仮払消費税に計上されている。なお、上記各税金について前期末未払計上額と納付額とに過不足はなかった。
- (2) 更正による法人税、住民税及び事業税の追徴税額 4,200 千円を雑損失で処理している。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 残高試算表の繰延税金資産は前期末残高であり、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺後純額で表示している。また、当期の貸借対照表においても同様とする。
- (2) 「4 有価証券に関する事項」で決算整理したその他有価証券の評価差額を除く当期末の一時差異残高及び永久差異は、次のとおりである。

将来減算一時差異(流動項目)	87,310 千円
将来減算一時差異(固定項目)	300,000 千円
永久差異	16,500 千円

- (3) 前期、当期及び次期以降における各税率で算定した当社の法定実効税率は 40%である。
- (4) 繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

11 その他

- (1) 営業権は、平成 15 年 4 月 1 日に取得したもので商法施行規則に定める最長年限で均等償却を実施している。当期の償却計算は未済である。
- (2) 貸付金には甲社に対するもの 30,000 千円が含まれており、平成 18 年 10 月末に一括回収予定である。残額は従業員に対する一時的貸付ですべて一年以内に回収予定である。
- (3) 長期借入金には一年以内返済予定額が 60,000 千円含まれている。
- (4) 残高試算表の研究開発費は、「研究開発等に係る会計基準」に定める研究及び開発のために費消されたものであり、一般管理費として処理するものとする。
- (5) 残高試算表の雑収入には為替差益が 4,880 千円、雑損失には為替差損が 1,170 千円含まれている。損益計算書の表示は、為替差益と為替差損を相殺した純額で区分掲記する。
- (6) 1 株当たり 2,500 円の中間配当を実施し支払総額は仮払金に計上している。なお、中間配当に伴う利益準備金の積立は行わない。
- (7) 発行済株式総数は普通株式 2,000 株(うち自己株式数は 80 株)であり当期中の増減はない。